

令和 8 年度

関東支社管内 標識車購入

特記仕様書

令和 8 年 7 月

東日本高速道路株式会社

関東支社

第1章 一般事項

1-1 適用

本特記仕様書は、東日本高速道路株式会社関東支社（以下、「東日本会社」という。）が発注する「令和8年度 関東支社管内 標識車購入」、に適用するもので、「維持補修用機械等購入共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）、「維持補修用機械標準仕様書」（以下、「標準仕様書」という。）（公機仕9A、9B、46B、100）、および「400MHz帯デジタル移動無線電話システム空中線・分配器・共用装置標準仕様書」（以下、「デジタル移動無線標準仕様書」という。）とともに構成する。

なお、車両の新規登録にあたっては、標準仕様書に記載の日本国適用法令のほか、自動車NOx・PM法（平成4年法律第70号）を遵守するものとする。

1-2 購入概要

1-2-1 件名

令和8年度 関東支社管内 標識車購入

1-2-2 調達機械名

標識車

1-2-3 機械構成

機械構成は、表1によるものとする。

表1 機械構成（標識車）

タイプ	台数	機械構成	
		標識車	追突衝撃緩和装置
千	2	A(AT)	B
市	1	A(AT)	B
ア	1	A(AT)	B
長	3	B(AT)	B
合計	7		

1-3 監督員等の権限に関する事項

監督員は、関東支社 管理事業部 施設課長とする。

なお、必要な場合は主任補助監督員、および補助監督員を配置できるものとする。

1-3-1 監督員の権限

購入契約書の規定のうち、次の事項とする。

条	項目	内容
第4条	購入条件の変更	物品の品種、銘柄、規格、寸法、納入場所または受渡場所の変更

1-4 納入に関する事項

1-4-1 納入期間

契約締結日の翌日から300日間とする。

なお、社会情勢の著しい変化等、受注者の責めに帰すことができない事由により納入期限内に納入することができない場合は、契約書第5条に基づき東日本会社へ納入期限の延長を請求することができる。

1-4-2 納入場所、納入台数

納入場所、および納入台数は、表2によるものとする。

表2 納入場所、および納入台数

事務所名	納入場所（住所）	タイプ	台数
千葉管理事務所	千葉県千葉市稲毛区長沼原町177	千	2
市原管理事務所	千葉県市原市村上815	市	1
東京湾アクアライン管理事務所	千葉県木更津市中島2533	ア	1
長野管理事務所	長野県長野市松代町東寺尾字村北1195-2	長	3

1-4-3 自動車登録、および車両検査

共通仕様書1-7-4によらず、表3によるものとする。

表3 使用する名称

所有者	東日本高速道路株式会社
所有者の住所	東京都千代田区霞が関3丁目3—2
使用者	東日本高速道路株式会社 関東支社
使用者の住所	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目11—20
使用の本拠地	納入場所に同じ

1-4-4 改造申請、および基準緩和申請

受注者は、改造申請、および基準緩和申請について共通仕様書1-7-1に基づき、東日本会社からの申請書類により申請手続きを行うものとする。

1-4-5 道路維持作業用自動車の申請

受注者は、道路維持作業用自動車の申請について共通仕様書1-7-2に基づき、申請書類を作成し東日本会社に提出するものとする。道路維持作業用自動車の届出および自動車登録後の道路維持作業用自動車届出確認証の受理については東日本会社にて行うものとする。

1-4-6 申請等に要する費用

自動車登録申請、改造申請、基準緩和申請、および道路維持作業用自動車の申請等に要する費用は全て代金に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1-4-7 税金、および保険料

共通仕様書1-7-5によらず次のとおりとする。

受注者は、自動車税、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険の保険料、および新規登録に伴う自動車リサイクル料金を立替払いするものとする。そして、本契約に係る全ての立替払い完了後、領収書を添えて、速やかに東日本会社に請求するものとする。

なお、各税金の納税義務者名、および保険契約者名は「東日本高速道路株式会社 関東支社」とし、領収書が発行される場合の宛名も同様とする。

1-4-8 納入工程表、および製作図

受注者は、契約締結後、速やかに共通仕様書1-8-1に示す書類について、監督員に提出し、承諾を受けなければならない。また、納入工程表、および製作図の重要な内容を変更する場合についても同様とする。

1-4-9 輸送

納入場所までは、受注者の責任において輸送するものとし、その間に破損、故障等が発生した場合には、受注者において復旧するものとする。

1-4-10 納入検査

受注者は、機械の納入、又は下取り完了後、（一部）納品書（様式-1）を納入機械に係る車検証（写し）を添付のうえ東日本会社に提出後、納入検査を納入場所で受けるものとする。

1-4-11 記録等

(1) 完成写真

共通仕様書 1-17-1 を以下の通り変更する。

完成写真の大きさはサービスサイズとし、A4サイズの台紙に貼付、もしくはA4サイズ用の紙にカラー印刷のうえA4版ファイル綴じとし、納入場所へ1部提出する。また、これらの写真を撮影するときは、作業姿勢、回送姿勢において、それぞれ4面とする。

(2) 取扱説明書等

取扱説明書等は、共通仕様書1-17-3によるほか本特記仕様書1-4-15記載のメンテナンス部品供給体制（様式-2）とともに納入場所に提出するものとし、提出部数、および製本については表4のとおりとする。ただし、納入時期が同じで且つ、同一納入場所に同一機械を複数台納入する場合、機械に常備する書類を除き、1部機械納入時に納入場所へ提出するものとする。

表4 取扱説明書等

提出部数	内 容	備 考
書類提出部数	1部提出	機械に常備する書類を除く
製本	A4版ハードカバーに綴込み	あらかじめ製本されている書類を除く
電子データ	CDまたはDVD	

1-4-12 代金の支払い

代金の支払いは、購入契約書第11条の規定によるほか、共通仕様書1-16-1によるものとする。

1-4-13 部分払い

契約書第12条の規定に基づき引渡し完了後に請求できるものとする。

1-4-14 疑義

機械設計製作上において疑義が生じた場合、監督員と打合せのうえ、決定するものとする。

1-4-15 メンテナンス部品の供給について

納入機械に係るメンテナンス・アフターサービス体制におけるメンテナンス部品供給体制については下記の全てを満たすものとし、様式-2に基づき記入のうえ取扱説明書等と共に納入場所へ提出するものとする。

- 部品の供給にあたって、部品の種類によらず共通の連絡先を有すること。
- 同種機械の生産中止後、10年以上部品を供給できること。
- 軽微な故障の修理に必要な部品（交換するのに特別な技能を要しない部品）及び消耗部品を、連絡を受けてから24時間以内に供給できること。但し、受注者の責に帰すことのできない事由の場合を除く。

1－5 下取り機械に関する事項

共通仕様書1-23-1(1)を以下のとおり変更する。

受注者は、特記仕様書により引取りを要する機械は、車両引取り時に下取り機械受領書（様式第4号）を監督員に提出し、引取りの後は下取り機械に関する一切の責任を負うものとする。

なお車両にあつては、車両運送法第15条に基づく永久抹消登録を速やかに完了させるとともに、永久抹消登録完了後の登録事項等証明書をもって、監督員へ提出するものとする。

1-5-1 下取り対象機械

下取り対象機械は、別紙1のとおりとする。

1-5-2 下取り機械の引渡しに係る手続き

下取り機械の引渡しに係る手続きの実施時期は、事前に監督員と打合せし決定するものとする。なお、抹消登録に必要な書類等は東日本会社に請求できるものとする。

1-5-3 下取り機械の自賠責保険について

下取り機械の自賠責保険は、東日本会社にて解約する。

第2章 仕様に関する細部事項

2-1 標識車（A）

標準仕様書（公機仕9A）によるほか、下記事項を追加または変更する。

第2章

2-2 主要諸元（車両部）

- (14) 荷台煽り部における鋼板の折り返し部分等、雨水が浸入し滞留しやすい箇所にはシーリング加工を施すものとする。
- (15) 車両のバッテリーに盗難防止対策、および燃料タンクには燃料の盗難防止対策を施すものとする。
- (16) 運転室内に外部へ供給可能な電源（12V）を確保するものとする。
また運転室外への配線が可能な構造を施すものとする。

2-4 構造

2-4-1 表示装置筐体部

- (7) 筐体部の材質はJIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)SUS304と同等品以上の耐食性とする。

2-4-8 散光式警光灯

タイプCL2を適用する。

2-6 機能及び仕様

2-6-3 運転室制御部

(2)仕様

(c)表示内容

別表-1「表示項目表」によるものとするが、項目内容の一部を追加・変更指示する場合がある。なお、これらに係る費用は全て代金に含むものとし、別途支払いは行わない。

2-6-4 運転室操作部

(1)機能

表示装置への表示制御操作は、運転室内に設ける操作部から行うものとし、表示選択機能、操作部調光機能、および自己診断機能を有するものとする。

また、このほか使用頻度の高い項目（10項目以上）を予め登録し、ボタン操作で表示項目の切替が行える「標識切替簡易操作機」を装備するものとする。

2-11 塗装

防錆塗装、塗装色、および会社マーク等については、共通仕様書によるほか次のとおりとする。

- (1)防錆塗装は、浸透性防錆剤と防錆アンダーコート剤の2種類の溶剤による加工を施すものとする。
- (2)防錆塗装部分は共通仕様書 3-2-2(2)によるほか、リアフェンダー内面、およびシャシ下部全体を追加するものとする。
- (3)共通仕様書 3-3-1(1)にいう車両側面に、「東日本高速道路㈱ 道路維持作業車」と黒色で明示しなければならない。

2-13 付属品

2-13-1 車両

標準仕様書「公機仕9A」によらず、下記のとおりとする。

項目	摘要	数量
補助前照灯		2灯
床マット		1式
後退ブザー		1式
エアコンディショナー		1式
スペアタイヤ	1本ホイール付	1式
消火器	※1	1式
サイドミラーヒーター	※2	1式
スタッドレスタイヤ	6本ホイール付	1式
車両後方確認装置	※3	1式
非常用信号用具	※4	1式
無線機アンテナ	架台含む※5	1式
無線機取付装置	架台含む※6	1式
ETC車載器	3ピースタイプ ETC2.0 ※7	1式
ドライブレコーダ	※8	1式
冬用ワイパーブレード	全部	1式

※1 自動車用粉末ABC20型1本、消火器箱（FRP製）を含む。

※2 ヒーター切り忘れ防止のための自動停止機能を備えるものとする。

※3 車両後方確認用カメラは標識装置上面に設置するものとし、モニタ（6インチカラー以上）を有するものとする。

※4 標準仕様書（公機仕100）による。

※5 アンテナの構造、主要性能については、標準仕様書（公機仕100）による他、下記の事項を変更する。

3. 空中線関係

3-1 構造及び主要性能

構造、および主要性能についてはデジタル移動無線標準仕様書による他、下記の事項を変更する。

デジタル移動無線標準仕様書

2-4 主要性能

2-4-1 400MHz帯移動局空中線

(5) 利得（絶対利得） : $1/4\lambda$ 型 2.15dB

(6) 定在波比 : 1.5以下

※6 無線機用電源24V→12V変換器（コンバーター）と無線機取付装置までの無線用同軸ケーブル配線を含む。

※7 （一財）ITSサービス高度化機構への申請諸費用を含む。

※8 映像素子 200万画素カラーCMOS相当以上

記録方式 常時録画

記録媒体 メモリカード（128GB以上）

画像サイズ ルームモニタ2インチカラー以上

（車両後方確認用モニタと兼用可）

カメラ接続数 2台（車両前方、および後方）（車両後方確認用カメラと兼用可）

2-2 標識車（B）

標準仕様書（公機仕9B）によるほか、下記事項を追加または変更する。

第2章

2-2 主要諸元（車両部）

- (14) 荷台煽り部における鋼板の折り返し部分等、雨水が浸入し滞留しやすい箇所にはシーリング加工を施すものとする。
- (15) 車両のバッテリーに盗難防止対策、および燃料タンクには燃料の盗難防止対策を施すものとする。
- (16) 運転室内に外部へ供給可能な電源（12V）を確保するものとする。
また運転室外への配線が可能な構造を施すものとする。

2-4 構造

2-4-1 表示装置筐体部

- (8) 筐体部の材質はJIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)SUS304と同等品以上の耐食性とする。

2-4-8 散光式警光灯

タイプCL2を適用する。

2-6 機能及び仕様

2-6-3 運転室制御部

(2)仕様

(c)表示内容

別表-1「表示項目表」によるものとするが、項目内容の一部を追加・変更指示する場合がある。なお、これらに係る費用は全て代金に含むものとし、別途支払いは行わない。

2-6-4 運転室操作部

(1)機能

表示装置への表示制御操作は、運転室内に設ける操作部から行うものとし、表示選択機能、操作部調光機能、および自己診断機能を有するものとする。

また、このほか使用頻度の高い項目（10項目以上）を予め登録し、ボタン操作で表示項目の切替が行える「標識切替簡易操作機」を装備するものとする。

2-11 塗装

防錆塗装、塗装色、および会社マーク等については、共通仕様書によるほか次のとおりとする。

- (1)防錆塗装は、浸透性防錆剤と防錆アンダーコート剤の2種類の溶剤による加工を施すものとする。
- (2)防錆塗装部分は共通仕様書 3-2-2(2)によるほか、リアフェンダー内面、およびシャシ下部全体を追加するものとする。
- (3)共通仕様書 3-3-1(1)にいう車両側面に、「東日本高速道路㈱ 道路維持作業車」と黒色で明示しなければならない。

2-13 付属品

2-13-1 車両

標準仕様書「公機仕9B」によらず、下記のとおりとする。

項目	摘要	数量
補助前照灯		2灯
床マット		1式
後退ブザー		1式
エアコンディショナー		1式
スペアタイヤ	1本ホイール付	1式
消火器	※1	1式
サイドミラーヒーター	※2	1式
スタッドレスタイヤ	6本ホイール付	1式
車両後方確認装置	※3	1式
非常用信号用具	※4	1式
無線機アンテナ	架台含む※5	1式
無線機取付装置	架台含む※6	1式
ETC車載器	3ピースタイプ ETC2.0 ※7	1式
ドライブレコーダ	※8	1式
冬用ワイパーブレード	全部	1式

※1 自動車用粉末ABC20型1本、消火器箱（FRP製）を含む。

※2 ヒーター切り忘れ防止のための自動停止機能を備えるものとする。

※3 車両後方確認用カメラは標識装置上面に設置するものとし、モニタ（6インチカラー以上）を有するものとする。

※4 標準仕様書（公機仕100）による。

※5 アンテナの構造、主要性能については、標準仕様書（公機仕100）による他、下記の事項を変更する。

3. 空中線関係

3-1 構造及び主要性能

構造、および主要性能についてはデジタル移動無線標準仕様書による他、下記の事項を変更する。

デジタル移動無線標準仕様書

2-4 主要性能

2-4-1 400MHz帯移動局空中線

(5) 利得（絶対利得） : 1/4λ 型 2.15dB

(6) 定在波比 : 1.5以下

※6 無線機用電源24V→12V変換器（コンバーター）と無線機取付装置までの無線用同軸ケーブル配線を含む。

※7 （一財）ITSサービス高度化機構への申請諸費用を含む。

※8 映像素子 200万画素カラーCMOS相当以上

記録方式 常時録画

記録媒体 メモリカード（128GB以上）

画像サイズ ルームモニタ2インチカラー以上

（車両後方確認用モニタと兼用可）

カメラ接続数 2台（車両前方、および後方）（車両後方確認用カメラと兼用可）

2-3 追突衝撃緩和装置（B）

標準仕様書（公機仕 46B）によるものとする。

様式-1

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社
関東支社長 様

住所
会社名
代表者名

(一部) 納品書

件名) 令和8年度 関東支社管内 標識車購入

標記について、下記のとおり納品（下取り）しましたので、お届けします。

記

納入(搬出)場所・台数

納入（搬出）場所	機械名	台数

以上

様式-2

東日本高速道路株式会社
関東支社長 様

令和 年 月 日

住所
会社名
代表者名

部品供給体制について

件名) 令和 8 年度 関東支社管内 標識車購入

標記について、下記のとおり対応します。

機械名	
車体番号	
車両番号	
納入日	
部品調達窓口	部署名 担当者氏名 電話番号（昼間） 電話番号（夜間）
部品供給可能年数	生産中止後 年
消耗部品等の供給に要する時間	軽微な故障の修理に必要な部品、および消耗部品 連絡を受けてから 時間で供給

以 上

別紙1 下取り機械一覧表

No	引渡場所	住所	登録番号	機械名	年式 (初年度登録)	型式	リサイクル券 預託金相当額[円]	走行距離(km) 2026/3時点	架装装置①	架装装置②
1	千葉北IC	千葉県千葉市稲毛区長沼原町177	千葉800せ9980	標識車	平成25年	TKG-XZC655M	8,820	153,738	追突衝撃緩和装置	車載標識装置
2	千葉北IC	千葉県千葉市稲毛区長沼原町177	千葉800せ9981	標識車	平成25年	TKG-XZC655M	8,820	117,127	追突衝撃緩和装置	車載標識装置
3	市原IC	千葉縣市原市村上815	袖ヶ浦800す1603	標識車	平成25年	TKG-XZC655M	8,820	119,530	追突衝撃緩和装置	車載標識装置
4	木更津金田TB	千葉県木更津市中島2533	袖ヶ浦800す1604	標識車	平成25年	TKG-XZC655M	8,820	181,617	追突衝撃緩和装置	車載標識装置
5	長野IC	長野県長野市松代町東寺尾字村北1195-2	長野800す47	標識車	平成22年	BDG-XZU388M	8,740	157,617	追突衝撃緩和装置	車載標識装置
6	長野IC	長野県長野市松代町東寺尾字村北1195-2	長野800す48	標識車	平成22年	BDG-XZU388M	8,740	140,472	追突衝撃緩和装置	車載標識装置
7	長野IC	長野県長野市松代町東寺尾字村北1195-2	長野800す50	標識車	平成22年	BDG-XZU388M	8,740	162,866	追突衝撃緩和装置	車載標識装置